

練馬区公告第91号

令和7年度における公文書の公開状況について

練馬区情報公開条例(平成13年10月練馬区条例第61号)第29条の規定に基づき、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間における公文書の公開状況について、別紙のとおり公表する。

令和8年6月30日

練馬区長 吉 田 健 一

○ 公文書の公開状況

練馬区情報公開条例（以下「条例」という。）における令和7年度の公文書の公開状況は、つぎのとおりである。

1 公文書の公開請求状況

公文書の公開請求件数は4, 881件、請求者は426人だった。

請求内容では、「教育」に関するものが多く、全体の約56.2%を占めている。

表1 公開請求の内容別件数

公文書の内容	件数（件）
教育	2, 742
都市整備・建築・土木	833
区政一般	716
児童福祉	300
環境・清掃	94
入札・契約など	83
社会福祉	76
保健・衛生・医療	31
議会	6
合 計	4, 881

表2 公開請求者の内訳

区分	請求者数（人）	件数（件）
区民	160	3, 335
区民以外	64	385
区内の法人・団体など	112	681
区外の法人・団体など	90	480
合 計	426	4, 881

表3 請求方法

請求方法	請求者数（人）
インターネット	3 1 0
窓口	8 4
ファクシミリ	2 4
郵送	8
合 計	4 2 6

表4 公開請求の目的別件数

請求目的	件数（件）
区政の監視、区民参加	1, 3 7 4
営業活動	1, 3 2 7
私的利害の調整	1 4 2
学問的な調査・研究	1 1 9
請求目的の記載なし	1, 9 1 9
合 計	4, 8 8 1

※ 請求目的の記載は任意で、必須ではない。

2 公文書の公開請求に対する公開決定等の状況など

請求件数（「不存在」と「存否応答拒否」と「取下げ」を除く。）に占める「全部公開」と「部分公開」による公開の割合は約99.9%だった。また、公文書公開に関する審査請求は0件だった。

表5 公開請求処理状況

処理状況	件数（件）
全部公開	1, 8 1 5
部分公開	1, 6 8 1
非公開	2
不存在	3 8 6
存否応答拒否	7
取下げ	9 9 0
合 計	4, 8 8 1

表6 公開請求に対する非公開の理由別件数

非公開とした理由	件数（件）
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	1, 307
法人などに関する情報で、法人などの正当な利益を害するもの	432
公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	10
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	3
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	212
法令等の規定によって公開できないもの	0
他の制度との調整が必要なもの	4

※ 同一の公文書に、複数の理由が含まれているものがある。

表7 公開諾否の決定に要した期間

公開諾否の決定期間	件数（件）
1週間以内	3
8日から15日まで	717
16日から30日まで ※1	1, 688
31日以上 ※2	1, 483
取り下げられたもの	990
合 計	4, 881

※1 条例第12条第2項を適用し、決定期間を延長したもの。

※2 条例第13条第1項を適用し、決定期間を延長したもの。（ただし、件数は7年度中に公開諾否を決定したもの。）